

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	特定口座の事務手続の簡素化に向けた所要の措置				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡等及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客に対する特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすること。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1489 969"> <tr> <td data-bbox="874 875 1220 969">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1220 875 1489 969">－ 百万円 （ － 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大の観点から、特定口座の事務手続の簡素化に向けて、必要な税制上の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定口座は、個人投資家の納税手続きの負担を軽減するために設けられた制度である。 平成 15 年 1 月の制度開始以来 8 年半の間に、特定口座数は約 2,300 万口座（平成 23 年 6 月末時点）となり、個人の有価証券投資のインフラとして定着しつつある。 しかしながら、現行制度においては、特定口座を開設する個人投資家に対して必ず特定口座年間取引報告書を交付することとされており、年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡等及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった者については、当該特定口座に係る確定申告を行うことはないにもかかわらず、同報告書を交付する必要がある。 本施策は、金融商品取引業者等の特定口座に係る事務の負担軽減を通じて顧客サービスの向上に資するため、取引のなかった特定口座にかかる年間取引報告書の交付の省略の措置を講ずるものである。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－１－（４）個人投資家の参加拡大
		政策の達成目標	個人投資家に対して、金融・資本市場への適切な投資機会を提供すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
	政策目標の達成状況	新設要望のため、該当せず	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	4,591万人（平成22年度 個人株主数の延べ人数） （出典）東京証券取引所等「平成22年度株式分布状況調査」
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	要望の措置は、金融商品取引業者等の特定口座にかかる事務の負担を軽減させるため、金融商品取引業者等の特定口座導入に有効である。 （参考）当該措置による非課税口座取引報告書の交付省略にて得られるコスト削減効果（試算） 約11億円
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
要望の措置の妥当性		要望の措置は、金融商品取引業者等の特定口座にかかる事務の負担を軽減させ、簡素で分かりやすい制度とするものであり、妥当である。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>新設要望のため、該当せず</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>なし</p>	